

答申番号：令和3年答申第1号

答申日：令和3年4月16日

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張及び審査庁の考え方

1 審査請求人の主張

岐阜市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年9月13日付けで、審査請求人に対し行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく費用の徴収の決定処分（以下「本件処分」という。）について、次の理由から「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

(1) 審査請求人は、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものではない。

ア 審査請求人が平成30年11月8日付けで処分庁に提出した収入申告書について、厚生年金の金額を記入せず空欄のままにした理由は、年金額がわからず、間違えてはいけないと思ったからである。

この点、審査請求人が同日付であわせて提出した資産申告書では、審査請求人は変更がないものについては明確に「前記事項に変更なし」と記載している。

このことからわかるように、収入申告書の厚生年金の金額について、変更がないという趣旨だったならば、審査請求人は「変更なし」と明記していた。空欄を「変更なし」と同様に取り扱うのは合理性がない。

審査請求人は、「空欄にしておけば、処分庁が調べるだろう、何かあれば連絡が来るだろう」と考えていたが、何ら連絡がなかったため、問題はないと思っていた。

それにもかかわらず、担当者から何の連絡や説明がないままに、審査請求人はいきなり本件処分を受けた。

審査請求人は、わからなかったので記入をしなかっただけであって、これは不正ではない。

イ ケースワーカーには、徴収した収入申告書の内容に不審のある場合又は申告額が同種の通常の収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、事業主等の関係先に資料の提供を求めるなど、疑義を残したまま処理することのないようにすべき義務がある（甲第1号証）。

本件において、ケースワーカー〇〇は、審査請求人の収入申告書の金額欄が空欄だ

ったのだから、同人の年金収入を調査すべき義務があったにもかかわらずこれを怠り、そのために平成30年中の実際の年金受給額と収入認定額に相違が出てしまい、それが課税調査で判明したのである。

年金額の変更がある場合は、厚労省より（年金改定に係る通達等）が市に届くので、ケースワーカー〇〇が、「審査請求人の年金額が前年と同じだと思った」という言い訳は通らない。

すなわち、ケースワーカーが審査請求人の年金額をきちんと調査しなかったことが、実際の年金受給額と収入認定額に相違が生じた原因なのであって、審査請求人が不正によって保護費を受給したとするのは、処分庁による責任転嫁である。

なお、ケースワーカー〇〇から、年金支給額の通知書について、提出要請はなかった。（一方で、審査請求人は、令和2年9月18日付け反論書において、「私は『変更がある』と〇〇に申告している。〇〇は、当時、審査請求人の年金額の変更があることを認識していた。」とも主張している。）

ウ 甲第2号証からすると、処分庁は、①課税調査の結果、平成30年中の審査請求人の年金受給額と収入認定額に相違があることが判明したこと、②審査請求人が平成30年中の年金額の変更について、年金支払通知書等を提出しなかったため、③それまでの申告額が継続して収入認定されたことをもって、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（甲第4号証）に該当するとして、本件処分をしているものとする。

しかしながら、年金支払通知書等を提出しなかったことは「提出した収入申告書が虚偽であること」には該当しないし、年金機構からそのような通知書が審査請求人に送付されていたかどうか不明である。

また、そもそも、年金給付については「実際の」受給額を認定すべきものであって（甲第5号証）、申告がなかった場合にそれまでの申告額が継続して収入認定されること自体、根拠のない誤った認定である。

なお、令和元年12月13日、福祉事務所の〇〇係長は、電話で審査請求人に対して「認定の誤り」と発言している。

エ 審査請求人に明確な不正の意思があったことの立証はなされていない。

(2) よって、本件処分は違法又は不当であるから、取消しを求める。

2 審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 法第78条第1項の規定による「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることだけでなく、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、また、刑法（明治40年法律第45号）第246条の詐欺の罪の構成要件である人を欺罔することよりも広い意味であると解されている（生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「通知」という。）IVの4(1)）。すなわち、①法第61条の規定による収入の申告の義務に違反し、②それに故意（不正受給の意図）が認められる場合には、「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

(2) 法第61条の規定による収入の申告の義務違反の有無

法第61条において、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。したがって、受給年金額が増額された場合など、年金収入について変動があったときは、被保護者は、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けるべき義務がある。

本件において、審査請求人の受給老齢年金額は平成30年3月分から増額されている。この点、日本年金機構の回答（乙第25号証）には、日本年金機構は同年6月5日又は6月6日に、平成30年度（平成30年6月）の年金額改定通知書を審査請求人宛てに郵便局へ差し出した旨の記載がある一方、〇〇〇年金事務所が作成したと思われる回答（甲第8号証）には、平成30年4月に年金額の改定がなかったため、年金額改定通知書は送付されていない旨の記載がある。

たしかに、日本年金機構がHPで公表しているところによれば、年金額改定通知書は法律の規定による物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定された年金額を通知するものであるから、改定がなかった平成30年度は（乙第15号証）、送付されていない可能性がある。

しかしながら、同じく日本年金機構がHP等で公表しているところによれば、年金額が改定されていない場合でも、毎年6月上旬に、全ての年金受給者に対し、1年分の年金支払額をまとめて知らせる年金振込通知書（乙第2号証と同様のもの）が送付されることになっている。処分庁が5月に年金受給中の生活保護受給世帯に対して年金支給額等の通知書を提出するように呼び掛けているのも（乙第8号証）、かかる制度を前提としたものと考えられ、処遇判定会議判定票（乙第23号証）に、「年金振込通知書の提出依頼

をした」と記載されていることから、そのように解するのが自然である。

なお、年金振込通知書は年金額改定通知書と一体となっているものもあり（乙第24号証）、処分庁が提出を依頼したと主張している年金額改定通知書とは、これを指している（令和2年8月14日付け処分庁作成「主張及び立証の補充について」）。

とすれば、審査請求人は、少なくとも年金振込通知書については送付を受けていたのだから、かかる通知書を受領した後、速やかに処分庁に対して、受給老齢年金額が増額されたことを届け出るべき義務があったものといえる。

しかるに、審査請求人は、令和元年7月に課税調査がなされ平成30年3月分以降の年金額の増額について発覚するまでの間、処分庁に申告をしていないことから、法第61条の規定による収入の申告の義務に違反があったと言える。

なお、審査請求人は、処分庁より、平成30年6月5日又は6月6日に日本年金機構から審査請求人宛てに年金額改定通知書が郵便局へ差し出されていることの主張がなされると、「私は『変更がある』と〇〇に申告している」「〇〇は当時に審査請求人の年金額に変更があることを認識していた」等と年金額の変更を申告した旨主張するに至ったが、当初は「〇〇からこの件で電話も文書も一切なかった」（審査請求書別紙「審査請求の理由」）、「〇〇から年金支払通知書の提出要請はなかった」（令和2年3月6日付け反論書）等と主張し、自ら申告をしたという主張はしていなかった。仮に審査請求人が申告をしていたならば、そのような主張は当初からされていて然るべきであるし、審査請求人の主張する内容は処分庁の主張立証に応じて二転三転している。また、当時のケース記録（乙第9号証）には、審査請求人による口頭の申告があったことを推認させる記載は認められない。

また、ケースワーカーが全く事実と異なる内容をケース記録に記載することは合理性がないことからすれば、ケース記録に記載されているとおり、平成30年8月2日、担当ケースワーカーが審査請求人の自宅を訪問した際、同人は、企業年金の通知書は届いていないため把握していないこと及び厚生年金の金額改定通知書はすでに破棄してしまったことを話し、これに対し担当ケースワーカーは、通知書を年金事務所で再度発行してもらい、写しの提出をするよう指導したものと認められる（乙第9号証）。

(3) 故意（不正受給の意図）の有無

ア 通知Ⅳの4「(2) 法第78条の適用」のウは、法第78条によることが妥当であると考えられるものとして、具体的に以下の状況が認められる場合を挙げている。

(7) 「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」

(8) 「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」

さらに通知は続けて、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきであるとしている。

イ 上記の状況が認められる場合には、通常、故意（不正受給の意図）が強く推認されるものと考えられることから、本件においてこのような状況が認められるか検討する。

(7) 本件において、平成30年5月、処分庁は審査請求人を含む年金受給中の生活保護受給者に対し、日本年金機構から送付される年金支給額の通知書を、同年6月15日までに提出するよう依頼する文書を送付したが、審査請求人から同日までに通知書の提出はされなかった。

そのため、同年8月2日、担当ケースワーカーは審査請求人の自宅を訪問し、企業年金の通知書と厚生年金の通知書について尋ねたところ、審査請求人は、企業年金の通知書はまだ届いていない、また、厚生年金の金額改定通知書はすでに破棄してしまったと回答した。

そこで、担当ケースワーカーは審査請求人に対し、通知書を年金事務所で再発行してもらい、写しを提出するよう指導した。

これに対し、審査請求人からは企業年金の証書のみが提出され、厚生年金の通知書は提出されなかった。

なお、審査請求人は、そもそも厚生年金の金額改定通知書が同人宛てに送付されていたかどうか不明である旨主張するが、前記のとおり、平成30年6月上旬頃には、少なくとも年金振込通知書は送付されていたものといえ、審査請求人は同通知書を処分庁へ提出することが可能であったものと認められる。

(イ) 以上の事実からすれば、処分庁は平成30年5月に文書で、さらに同年8月2日には口頭で、年金支給額の通知書を提出するよう指示をしたにもかかわらず、審査請求人はこれに応じず、老齢厚生年金の通知書を提出しなかったものといえるから、(7)「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき」に該当する。

(ウ) この点、審査請求人は「ケースワーカー〇〇から、年金支給額の通知書について、提出要請はなかった」と主張する。

しかしながら、ケース記録（乙第9号証）には、厚生年金の通知書についてすでに破棄してしまったと審査請求人が回答したことや、これに対してケースワーカーが再発行してもらうように指導したことなど、具体的なやり取りが記録されており、同ケース記録に記載された内容は信用できる一方で、審査請求人の主張にはこれを立証する資料はなく、審査請求人の主張を認めることはできない。

また、審査請求人は、令和2年9月18日付け反論書において「私は『変更がある』

と〇〇に申告している」「〇〇は当時に審査請求人の年金額に変更があることを認識していた」と主張するに至ったが、当該事実を立証する客観的証拠はなく、ケース記録（乙第9号証）その他の証拠からしても、審査請求人が年金額の変更を申告したものと認めることは困難である。

(エ) 以上のことからすれば、審査請求人には故意（不正受給の意図）が強く推認される。

ウ なお、審査請求人は同年11月8日付けで厚生年金の金額欄を空欄にした収入申告書を提出したことについて、不正受給の意図でしたものではなく、年金額がわからなかったために空欄にしたに過ぎない等と主張していることから、上記のとおり強く推認される故意（不正受給の意図）を否定するほどの事情があるか否かについて検討する。

(ア) まず、処分庁は、審査請求人が提出した厚生年金の金額欄が空欄の収入申告書について、その内容が虚偽であり、その後の課税調査によってこれが判明したとして、通知Ⅳの4「(2) 法第78条の適用」のウの(エ)「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当すると主張するが、受給年金の金額欄が空欄であることをもって「内容が虚偽である」とまで言えるかについてはいささか疑問が残る。

たしかに、収入申告書と同日に提出した資産申告書（乙第20号証）には、変更がないものについては「変更なし」と明記されており、収入申告書の金額欄の空欄は、変更がないという趣旨ではなくわからないため空欄にただけである、という審査請求人の主張は、合理性が全くないものではない。

(イ) しかしながら、平成30年3月分以降の老齢年金の増額を申告しなかったことについてみれば、そもそも審査請求人は、生活保護の受給申請の時点で、処分庁職員より、法第61条に基づき処分庁に対して世帯収入を申告する義務があること・不実の申告があった場合には法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されること・申告漏れが度重なる場合には不実の申告と処分庁に判断される場合があること・そのため世帯収入に変動があった場合すみやかに処分庁へ申告すること等についての説明を受け、その内容を理解したものとして「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」と題する書面に署名押印しているのだから、年金収入に変動があればすみやかに処分庁へ申告しなければならないことを十分に認識していたものといえる。

また、平成29年12月頃には、審査請求人は処分庁から「生活保護のしおり」（平成29年度版。乙第4号証）を受け取り、年金収入が増えたときには担当ケースワーカーに対してすみやかに届け出るよう注意喚起もされていた。

さらに、審査請求人は、振り込まれた年金の金額が増加していることについての

認識の有無や乙第1号証に署名押印したときの認識について審理員から回答を求められたことに対し、「必要性がない」として、何らの回答もしていない。

これらのおり、処分庁が従前より再三にわたり、審査請求人に対して収入変更時の申告義務があることを伝えていたことや、審査請求人から、振り込まれた金額の増加に対する認識や署名押印時の認識についての合理的な説明もないことからすれば、審査請求人が届出又は申告について口頭又は文書による指示を受けたにもかかわらずそれに応じなかったことについて、故意（不正受給の意図）がなかったものと認めるのは困難である。

(ウ) なお、審査請求人は、平成30年8月2日に通知書の提出をするよう指導された後、企業年金については速やかに証書を提出したり、平成31年に65歳となって老齢基礎年金を受給開始した際には、求めに応じて通知書を速やかに提出するなどしているが、かかる事実をもってしても、平成30年3月分以降の老齢年金の増額を申告しなかったことについて、故意（不正受給の意図）がなかったものと認めるには至らないものと考えられる。

(4) 処分庁が、審査請求人から年金額の変更の届出がないことをもって従前と同額の収入認定をしたことについて

審査請求人は、金額欄が空欄の収入申告書を提出されているにもかかわらず、ケースワーカーが審査請求人の年金額を調査しなかったことが、実際の年金受給額と収入認定額に相違が生じた原因であるから、審査請求人が不正によって保護費を受給したとするのは、責任転嫁であると主張する。

しかしながら、通知IV4(2)ウにも「被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである。」とあるとおり、そもそもは生活保護を受給する者の義務として、収入について変動があったときは速やかにその旨を届けるべきことが法定されている（法第61条）のであって、この義務を果たさずして、不明な点は処分庁が調査すべき、処分庁がこれを発見できなかったことが悪いのだという主張には理由がない。

(5) 小括

よって、処分庁が平成30年5月に文書で、さらに同年8月2日には口頭で、年金支給額の通知書を提出するよう指示をしたにもかかわらず、審査請求人が、平成30年3月分以降の老齢年金の増額を申告しなかったことについては、①法第61条の規定による収入の申告の義務に違反し、②それに故意（不正受給の意図）が認められるから、「不実の申請その他不正な手段」に該当する。

第4 調査審議の経過

- 1 令和 2年11月16日 諮問
- 2 令和 2年12月14日 審議
- 3 令和 3年 1月18日 審議
- 4 令和 3年 2月22日 審議
- 5 令和 3年 3月19日 審議
- 6 令和 3年 4月16日 審議及び答申

第5 審査会の判断の理由

本審査会は、第3の2の審理員意見書の判断の理由に説示されたとおり、本件処分には違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由がなく、棄却されるべきであると判断する。

岐阜市行政不服審査会

会長	幅	隆彦
委員	土田	伸也
	寺本	和佳子
	三谷	晋
	南	圭一